

改正案	現行
<p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農林中央金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括利益</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第百十三条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 農林中央金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>三・四 (略)</p>